

平成30年度射水市福祉有償運送運営協議会会議録

日 時 平成30年10月3日（水）午前10時30分～午後0時5分
場 所 射水市役所本庁舎302会議室
出席者 委員：平野委員、稲積委員、坂又委員、義本委員、上野委員、
林委員、開田委員、倉敷委員
オブザーバー：清澤オブザーバー、釣谷オブザーバー
五十里（代理：鈴木）オブザーバー
事務局：小見福祉保健部次長、黒田課長、川腰係長、西田主査

【次 第】

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

小見福祉保健部次長

4 会長及び副会長の選出

会長：平野委員

副会長：義本委員

5 報告事項

(1) 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

資料1

(2) 平成29年度NPO法人ふらっと福祉有償運送実施状況

資料2

6 協議事項

(3) 登録車両台数について

資料3

7 その他

8 閉会

【会議録】

会 長：次第に基づき、報告事項（1）（2）を事務局から報告願う。

事務局：資料1、2に基づき説明。

会 長：報告についてご意見はあるか。

委員：会員数が昨年度から減少している。減少した会員は今後利用しないということか。

事務局：今後利用が必要になれば、改めて登録していただき利用する。

委員：必要経費が黒字でよかったと思う。

事業者：3台とも車のリース期間が終了したことで、経費が少なかった。今後車両の更新で新しい車になればリース料が発生する。

会長：次に協議事項について、事務局から説明願う。

事務局：資料3に基づき説明。

会長：このことについてご意見はあるか。

委員：会員数が減少し、運行範囲が広がったことだけが増車の理由か。

事業者：運行範囲が広がったことで、1台の所要時間が増えた。なかなか時間通りに運行できていない。当初は学齢期の子どもが多かったが最近では大人の利用が増えており、ライフステージの変化により乗車にも様々なニーズがある。

委員：車両はヴォクシーなどで、複数人の乗車が可能ではないか。運送事業者は、車両、人員を考えて運行計画をしっかりと立てて行っている。運行管理者もいると思うが運行計画はどうなっているか。

事業者：複数人の乗車は障害特性もあり、なかなか難しい。現在、利用をお断りすることもある。

委員：車両を増やして、職員の数足りるか。

事業者：職員数は増えておりアルバイトを含め30名である。セダン型の運転講習を受けたものは21名で、この内2名は育児休暇中のため、現在19名。

委員：車両1台あたりのコストを考えたときどのように考えているか。

事業者：考えている。不足は他の福祉事業からの持ち出しで賄っている。また、利用料は今年6月から200円を400円にした。

事務局：利用料の200円を400円にすることについては、平成20年6月のこの協議会において、協議されて了承を頂いている。

事業者：承認を頂いたが利用者の要望もあり200円で運行していた。本年6月ふらっとの利用者の了解を得て400円とした。

委員：複数乗車はできないか。

事業者：障害の程度が重度や最重度の方が多く、複数乗車はなかなか難しい。

委員：付添人の乗車は必ず必要か。

事業者：付添人なしの乗車は難しい。

委員：地域イベントの時に実際に利用しているところを見た。車椅子の方や落ち着いてられない方など、いろいろな方が利用しており、スタッフは大変そうであった。5人乗りの車であっても5人が利用できるような感じではない。内情をすべて理解しているわけではないが、現

在の台数では厳しいのではないか。

委員：円滑に運営ができるように、利用者側も料金の値上げや送迎時間の変更など協力をしている。利用しやすくするためにも、台数の増加を認めていただきたい。

委員：旅客自動車運送事業では対応が困難な部分を補うのが福祉有償運送であると認識している。ただタクシー業界としても何もしていないわけではない。2017年からユニバーサルドライバー研修という制度を設け、乗務員に受講させている。また、各会社も車椅子が自由に乗降できる車両を増やしており、対応できる乗務員の募集も毎年2回実施している。2020年に向けて、健常者だけではなく障がい者や妊婦、ベビーカーの利用者など、すべての方に対して優しいタクシーを目指して全国的にも動いており、県内においても浸透していくと思っただけならば。

会長：福祉タクシー券を活用してタクシーをもっと利用していければよい台数増加による懸念されるのは、資金面と安全性の確保である。現在所有する車両の更新費用も発生することも踏まえて、事業者が健全かつ安全に運営できる範囲で実施しなければならない。

委員：台数を増やした場合のメリットとデメリットを明確にしてはどうか。メリットは送迎がスムーズになる。デメリットは、職員の確保や経費が増えて事業者として採算が取れるのかどうか。採算が取れるのであれば、台数を増やしてもいいのではないか。

事業者：今まで18年間、法人全体として赤字を出した年は半分位であり、現在も何とか運営を継続している。仮に福祉有償運送で赤字になったとしても、他の事業で補填して実施できる。福祉有償運送は地域で暮らす障害のある方の移動手段として必須であり、またその権利を守ることも社会的使命だと考えているので、何とか増車を認めてほしい。

委員：市としては、台数が1台増えることで経費はだいぶ変わってくるのか。

事務局：福祉有償運送事業について市から補助金等はない。

委員：運行管理者を設定していると思うが、職員のシフトなど運行計画を作成しているのは運行管理者か。

事業者：そうである。ただし、運行管理者が休みの場合は、現場を熟知している生活相談員が代行している。

委員：日々のスケジュールについて、運行管理者が把握しているのか。

事業者：そうである。

委員：普通のタクシーを利用することは難しいか。

事業者：利用者によっては行動パターンに拘りがあり、自宅玄関ではなく自室まで迎えに行き、乗降を補助することもある。乗務員が障がい者の特性を理解していないと難しいと思う。

委員：日頃は福祉有償運送の利用が多いが、福祉タクシー券を使ってタクシーを利用したこともある。移動中、不安はあったが、乗務員さんが優しい方で行動も安定していたため何事もなく目的地まで行くことができた。今後も機会があれば利用したいと思う。

委員：タクシー業者としても協力できる部分はある。台数を増やすと維持管理に係る経費も増える。現状の台数でもいいのではないか。

事業者：1台の増車は認めてほしい。ライフステージの変化のほかにも、国の制度改正によって放課後等デイサービスの送迎加算の適用ができる年とできない年があり、適用できない年は福祉有償運送の利用が増える。また、昨年セダン型の利用について認めていただいて導入したが、特性によってはセダン型の利用が難しい方もいて、すべての利用希望に応じられていない。タクシーをすすめたくても、明らかに利用が難しいような方にはすすめられない。

オブザーバー：送迎加算については、これまでふらっとのような基準該当の放課後等デイサービスについて適用されなかったが、平成30年度の報酬改定によって適用されることになった。

会長：送迎加算が将来的にも適用されれば、福祉有償運送はそんなに増えないということか。

事業者：増えないとは言えない。送迎加算が適用されたとしても、報酬改定によって放課後等デイサービスの定員数が減ると、代りに日中一時支援事業を提供することになり、この場合の送迎はすべて福祉有償運送で対応することになる。

委員：他市の福祉有償運送の実施状況について何か報告を受けているか。

事務局：受けていない。

会長：もしも4台目を導入するとしたら、それは福祉車両なのか。それともセダン型なのか。

事業者：現在所有している車両の老朽化の状態から福祉車両の導入を検討している。

会長：4台体制となった場合、福祉有償運送に8人配置することになると思うが、ふらっと全体の職員配置について適正な人数を確保できるのか。

事業者：スタッフは入れ替わりで対応することになるので、福祉有償運送中でもふらっと本体に4～5人は確保できる。本体のスタッフが少なくなる夕方は利用者も少ない時間帯であるので、業務上問題ない。

オブザーバー：委員が4台目の導入を危惧される理由は何か。

委員：まずは会員数が極端に増えていないということ。もう1点は運行範囲が広がったというが、それは運行の効率が悪いのではないか。先程、運行計画の作成について確認したのもそのためである。そのような点から

増車には反対の立場を取らざるを得ない。

事業者：ふらっとを利用する方のほとんどは複数乗車ができない。車椅子の方も首などを固定していて振動に配慮が必要になるため、1人あたりに広いスペースを確保しなくてはならない。経費の面で考えると、福祉車両ではなくセダン型を導入したい思いはある。ただ福祉車両でないと対応できないという現場の意見がある以上は、福祉車両でお願いしたい。効率的ではないかもしれないが、利用する方の特性をご理解いただきたい。

オブザーバー：タクシーと福祉有償運送の運行範囲が重なっている。タクシー業界の立場からするとお客の取り合いになる可能性があれば、増車は認めがたいというのは正直なところである。それぞれの立場で守るべきものがあるということはお互いに理解したうえで、落としどころを見つけないと、協議は平行線のままになってしまう。タクシーは主に介護、福祉有償運送は障害というように対象を明確にできればいいのだが。

事業者：療育手帳の交付者は約650名で福祉有償運送の登録会員数は約70名。そのうち療育手帳の交付を受けて車椅子も利用している重複障害の方は数名である。おそらくこの方々がタクシーを利用することは難しいと思われるので、タクシーのお客を奪うということにはならない。

オブザーバー：実は、タクシー業界の中で福祉有償運送の対象とならない高齢者を利用させているのではないかという噂がある。

事業者：高齢者は福祉有償運送の対象ではないので、乗せることはない。おそらく通所介護サービスの利用者を誤解しているのだと思う

委員：ふらっとは介護保険の通所介護サービス事業所でもあるので、このサービスを利用する高齢の方をふらっとの送迎車両で送迎することはある。この場合は福祉有償運送ではなく送迎加算の対象となるため、かかる経費については1/2で按分している。

委員：同じ福祉車両であっても、タクシーへ依頼する方とふらっとへ依頼する方では障害の程度や状況が異なるのだと思う。

オブザーバー：それは理解している。

委員：会員数と台数では測り知れないところがあるのではないか。健常者は乗り合わせが可能だが、障がい者にとってはなかなか難しい。3台では足りず4台にしたいという意向は理解できる。

委員：対象者の棲み分けや線引きはある程度必要である。一度踏み込んでしまうとお互いにそこから抜け出せなくなる。将来的なことも踏まえて危惧している。

事業者：福祉有償運送事業のみをしているわけではないので、事業を広げるつもりはない。ただ射水市全体の障がい者の移動手段が増えてほしいと思っている。福祉有償運送もふらっと以外の事業者に参入してほしい。また対象者についても国と開きがあり、これまで見直しされていない。対

象が被らないようにということであれば、ふらっとを利用する身体障がい者に限定して拡大するというような形でもいいので認めていただければありがたい。

会 長：対象者の棲み分けという点については、会員数が減っている現状ではタクシー業に影響を及ぼす可能性は低いと思われる。会員数については事務局でも確認している。費用的な問題を解消し安全性が確保できていれば台数の増加を認めてもよいかと思うが、いかがか。

委 員：富山運輸支局にお尋ねしたい。これまで監査などは実施しているのか。

委 員：監査は実施していない。

委 員：監査の必要はないのか。

委 員：事故等があれば別だが、自家用の場合、本来監査は必要ない。

会 長：来年の協議会まで3台で継続できないのか。

事業者：対応できない利用希望についてはお断りすることになる。

委 員：増車の要望は今回が初めてなのか。

事業者：初めてである。もし増車が無理であれば、現在日中一時支援事業を利用している身体障がい者の福祉有償運送の利用を認めてほしい。

委 員：それはまた別の話である。

事業者：増車と無縁の話ではない。

委 員：現在の福祉有償運送の対象者は、知的障がい者またはそれに準じる方として主治医の意見書で認められた方である。身体障がい者を対象として認めるというのは別の話である。今は増車についてどうするかを協議すべきである。

会 長：今回の協議事項として他に質問はないか。なければ、採決で決めたいと思うがよろしいか。案1は、登録車両を現在の3台から4台に増やすことに賛成する。案2は、3台から4台に増やすことに反対する。なお増やす車両は福祉車両とする。これで採決をとりたい。

委 員：現在対応できない申込はどれくらいあるのか。

事業者：詳細なデータはないが、1日に3件程度はお断りしている。

委 員：3件というのは、ふらっとでないとお断りできないような方なのか。

事業者：そうである。断る際に、タクシーなどの他の手段の提案はしている。

委 員：福祉タクシー券の場合は、1人で乗車できない障がい者にとっては利用が難しい。なので、交付されていても実際に利用する機会がなかなかない。

会 長：ニーズの取りこぼしについてデータは取っていないが、実態として1日3件程度断っているということだが、他に確認したいことはないか。

委 員：繁忙な時間帯があると思うが、土日祝日の利用状況はどうか。

事業者：ふらっとの利用はあるが、送迎が必要な方は少ない。

委 員：送迎の利用が多い時間帯に職員を集中させて3台で運行することは

きないのか。

事業者：利用者の行動次第なので、難しい。

委員：今回増車を認めたとして、将来的にさらに増車を要望することにならないか。

事業者：これ以上の増車は考えていない。

委員：このまま高齢化が進み交通弱者が増加すれば、登録会員数が増えて福祉有償運送の利用も増えるのではないか。

事業者：高齢者は福祉有償運送の対象ではないので、高齢化によって利用が増えることはない。高齢者向けの移送支援は別事業で他の事業者が実施している。ふらっとの利用を希望されるのは、障害があり専門的な対応を必要とされる方である。また、障害の特性上相性が悪い利用者を同乗させると危険な場合がある。そうすると車両を分けるしかないため、ニーズに対応するための車両が足りなくなる。

委員：ふらっとの利用を希望する方は、障害のある方でもかなり限定されると思う。車両が1台増えたとしても、タクシー業界の利益を圧迫するほどの利用があるとは考えにくい。

会長：もう一度確認するが、今後4台から5台へさらに増車を要望するようなことはないか。

事業者：それはない。ふらっととしては、福祉有償運送に今以上のスタッフを増やすことはできない。

会長：様々な論点が出たと思うが、ここで先程の案で採決をしてもよいか。案1は、登録車両を現在の3台から4台に増やすことに賛成する。案2は、3台から4台に増やすことに反対する。

案1に賛成の方は挙手を。(案1 挙手 4名)

案2に賛成の方は挙手を。(案2 挙手 3名)

では、案1を採用し、増やす車両は福祉車両とする。

会長：その他について事務局から何かあるか。

事務局：特にない。

オブザーバー：射水市福祉有償運送運営協議会条例第2条第2項第4号に該当する委員はどなたか。

委員：上野委員である。

オブザーバー：上野委員は第1号に該当するのではないか。

委員：上野委員は運転手でもあるため、第1号と第4号を兼ねている。以前は小杉タクシーから第1号、第4号として2名委嘱していたが、上野委員からの申出もあり兼ねることとなった。2名委嘱していた時も、第1号として委嘱した委員の出席はなかった。

会長：他に何かあるか。今回の協議によって増車の要望について認めた。ふらっとには安全に配慮して適正な事業の運営に努めてほしい。以上

で、閉会とする。